

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業 よくあるご質問

令和7年9月10日時点

1. 支援対象者について

No	質問	回答
1	「土木、建築、機械及び電気」に相当する職種とは、どのように判断すればよいですか？	<p>以下のいずれかを満たす者とします。</p> <p>1. 各団体で分類している職務区分や採用区分の職務内容が、下記に規定する「職種」の職務内容に相当するものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><東京都人事委員会「職員の採用・昇任等に関する一般基準></p> <p style="padding-left: 2em;">※造園職及び一般技能職等は対象外とします。</p> <p>2. 上記職務区分・採用区分の分類はしていないものの、採用試験の要件や内容、技術系の職務への継続的な従事見込み等を踏まえ、各団体において、都の職種に相当すると認められる職員</p>
2	令和6年度以前に採用された職員は支援対象となりますか？	<p><u>支援対象とはなりません</u>（令和7年度以降に採用された職員が支援対象となります）。ただし、令和6年度に実施された採用試験又は採用選考に合格した、<u>令和7年4月以降の採用予定者が、令和6年度に前倒して採用された場合は、支援対象となります。</u></p>
3	年度途中に採用となった場合、支援対象となりますか？	<p><u>令和7年7月1日までに採用された方は、支援対象となります。</u> なお、<u>令和7年7月2日以降に採用された方は、翌年度の募集期間に支援対象となります</u>。例えば、令和7年10月1日採用の場合、令和8年4月以降に交付申請を行い、交付決定を受けた場合は、令和9年度から支援が開始されます。</p>
4	他の団体から奨学金支援を受けている場合、支援対象となりますか？	<p>現に、他の奨学金返還支援を受けている場合、<u>支援対象外</u>となります。ただし、複数の奨学金を借りている場合において、その複数の奨学金のうち、<u>他の支援を受けていない奨学金については支援対象となります</u>。</p> <p>(例) A・B・Cの3件の奨学金を借りており、A・Bについて他の財政的な支援を受けている場合は、Cのみが支援対象となります。</p>
5	奨学金返還を延滞している場合、支援対象となりますか？	<p><u>交付申請時点（申請書類「奨学金返還証明書」にて確認）</u>に、奨学金の返済を延滞している場合は、<u>支援対象外</u>となります。なお、過去に奨学金の返済を延滞していた場合においても、交付申請時点で延滞状態を解消が確認できれば、支援対象となります。</p>

6	支援対象者が都・区市町村間、または区市町村間で転職した場合は、支援は継続しますか。	原則として、支援対象者が退職した場合は、支援を終了するものとします。ただし、支援対象者が、 <u>退職後1日以上期間を空けず、引き続いて、都又は区市町村等に採用され、かつ、他の条件を満たす場合は、支援条件（支援額、支援期間等）を引き継ぐものとします。</u> 一方で、支援対象者が、 <u>退職後に1日以上の期間を空けて再び採用される場合には、支援対象外となります。</u>
7	他団体に派遣中の職員は支援対象となりますか？	他団体に派遣中（自治法派遣（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣）、研修派遣（地方公務員法第39条第1項の規定に基づく研修の一環として行われる派遣）等）の方についても支援対象となります。
8	支援対象決定後、年度途中に休暇・休職に入った場合、支援対象となりますか？	育児休業、病気休業、病気休暇等を取得された場合でも、支援対象となります。ただし、懲戒処分による停職を受けた場合は、支援額の減額または停止の対象となる場合があります。
9	事務職の管理職選考等を受験した際、支援対象から除外されますか？	都においては、管理職選考で職務内容の変更はありますが、 <u>職種の変更はないため、支援対象となります。</u> 各団体によって取扱いが異なる場合があるため、職種が変更されるか、 <u>人事担当にご確認ください。</u>

2. 奨学金について

No	質問	回答
10	支援対象となる奨学金を教えてください。	日本学生支援機構による貸与型奨学金は支援対象です。 上記のほか、代理返還制度を実施している公的機関等が実施する貸与型奨学金は個別に判断します。
11	奨学金ではなく、教育ローンを借りていた場合、支援対象となりますか？	教育ローンは支援対象なりません。 教育ローンは学生の保護者が借りて保護者が返済します。一方で、奨学金は学生本人が借りて、卒業後に本人が返済します。本制度は、本人が借りて本人が返済する借入金を支援対象とするものです。
12	複数の奨学金を借りている場合の取扱いはどうなりますか？（日本学生支援機構の第一種奨学金と第二種奨学金の併用等）	複数の奨学金を併用している場合の取扱いは、以下のとおりです。 1. いずれの個別返還総額も上限（300万円または450万円）以上である場合は、任意の一つを選んで申請してください。 2. 個別返還総額の合計が上限以下である場合、いずれの奨学金も支援対象となります。 3. 個別返還総額の合計が上限以上であり、いずれの個別返還総額も上限未満の場合は、募集要項7(3)「注意事項」2(2)のとおり、返還支援額を決定します。

3. その他

No	質問	回答
13	「奨学生返還証明書」(日本学生支援機構の場合)は、いつ時点の証明書を提出すればよいですか？	<p>採用日以降のものをご提出ください。なお、返還支援額は、申請時に提出いただく「奨学生返還証明書」に記載の内容(現在の残額等)を基に算出されるため、奨学生返還が開始される前に、速やかに取得されることを推奨します。</p>
14	本事業の支援対象者が、申請をしていなかった場合、翌年度以降に申請することは可能でしょうか。	<p>申請そのものを行っていないかった場合は、翌年度以降の申請が可能です。一方で、申請期間後に申請金額の変更(既申請者が追加で申請可能な奨学生が判明した場合など)は、申請を行うことができません。</p>
15	「先掛返還」とはどのようなものでしょうか？	<p>「先掛返還」とは、返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するものです。先掛返還した金額に応じて、一定期間、本人の口座からの月々の引き落としが停止されます。</p> <p>※日本学生支援機構の奨学生で定額返還方式を選択している場合、本事業の代理返還方法は「先掛返還」を予定しています。</p>